

# 「(仮称) 八王子市個人情報保護法施行条例」の 素案についての意見募集

## 募集期間

令和4年(2022年)9月1日(木)から9月30日(金)まで

令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが規定されました。  
市では、個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を規定した条例の制定に当たり、より多くの市民の皆様の御意見を伺いたいと考えております。この資料を参考に、御意見をお寄せください。

※この資料は、市のホームページ(トップ>市政情報>市の政策・計画とまちづくり>政策・計画>情報公開・個人情報保護・情報提供>情報公開・個人情報保護・情報提供)でも御覧いただけます。

# 第1 条例の制定

## 1 背景

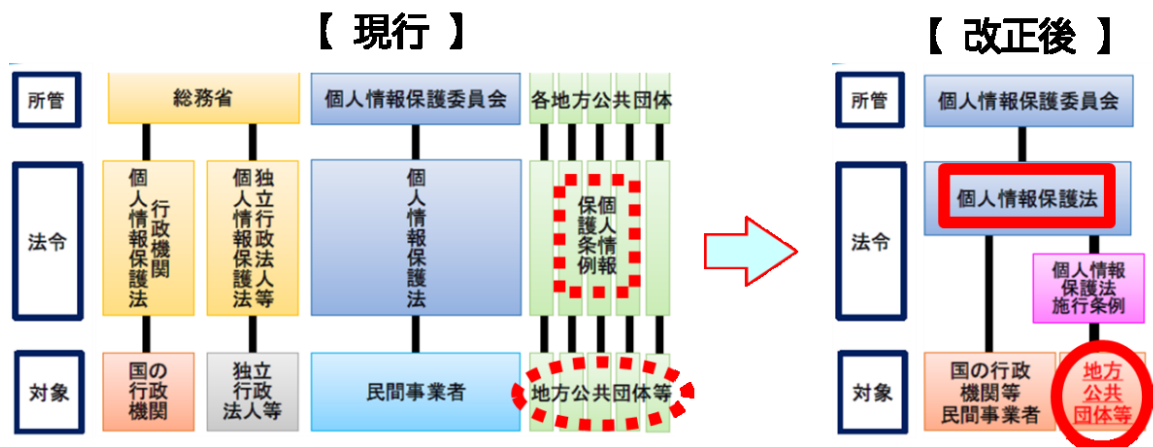
社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。令和3年5月19日公布)第51条により、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)を改正しました。

改正後の法では、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されています。

### 【制度体系のイメージ】

《現行》 市が保有する個人情報を適正に保護するため、八王子市個人情報保護条例を適用しています。

《改正後》 個別に定められていた法令及び条例の規律が一元化され、改正法が根拠法令となり、内閣府外局の「個人情報保護委員会」が、国の行政機関等、民間事業者、地方公共団体等の個人情報の取扱いを一元的に監視監督します。



## 2 制定理由

これまで、地方公共団体は、条例の規定に基づいて個人情報を取り扱ってきましたが、令和5年(2023年)4月以降、法や国のガイドライン等に基づいて、個人情報の収集・利用・提供等を行うこととなります。

地方公共団体が、地域の実情に応じて、条例を定めることができるため、法の施行に必要な一部の事項について、条例で定めることとします。

## 第2 条例の素案

---

### 1 条例の案文

別紙「(仮称)八王子市個人情報保護法施行条例 案文」のとおり。

### 2 条例の名称

(仮称)八王子市個人情報保護法施行条例(以下「条例」という。)

### 3 条例の内容

#### (1) 趣旨

法の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。

#### (2) 用語

条例で使用する用語は、法で使用する用語の例によるものとします。

#### (3) 個人情報の全部又は一部が開示の場合における開示期日が明らかなきときの期日通知(通知書に非開示事由に該当しなくなる時期を明示すること)

現行どおり、時限解除による開示について規定します。

開示請求に係る個人情報が、期間の経過によりその全部又は一部を開示できる期日が明らかなきときは、その期日を開示請求者に通知することを規定します。

開示請求者は、明示された時期以降に再度開示請求を行うことにより、求めている個人情報を入手できます。

#### (4) 開示請求に係る手数料

現行どおり、開示請求に係る手数料は徴収せず、写しの交付に係るコピー代等を請求者の実費負担とすることを規定します。

#### (5) 個人情報保護管理責任者及び個人情報保護相談員

現行どおり、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理責任者を定めます。

また、個人情報の保護に係る相談、受付、連絡調整等の事務を行い、個人情報保護制度を利用する方の利便を図るため、個人情報保護相談員を置くことを規定します。

#### (6) 運用状況の公表

現行どおり、市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならないものとします。

#### (7) 情報公開・個人情報保護運営審議会

法改正による審議会の役割の変更に伴い、審議会への諮問に関する規定を定めます。

具体的には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会へ諮問することができるものとします。

#### (8) 委任

条例の施行について必要な事項は、市規則で定めます。

### 第3 意見の募集期間

---

令和4年（2022年）9月1日（木）から9月30日（金）まで（必着）

### 第4 意見書の提出について

---

「(仮称)八王子市個人情報保護法施行条例」の素案について、御意見をお寄せください。御意見及びその理由、氏名、住所、勤務先名又は学校名（市外在住の方）を記入し、次のいずれかの方法で総務部公文書管理課まで提出してください。

なお、様式は自由ですが、パブリックコメント意見書も御利用いただけます。

郵送の場合	〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市総務部公文書管理課あて
FAXの場合	042-621-1298
メールの場合	b021600@city.hachioji.tokyo.jp
持参の場合	八王子市役所本庁舎1階 総務部公文書管理課窓口 (平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

### 第5 注意事項

---

- 1 電話・窓口での口頭による御意見はお受けできません。
- 2 御意見への個別の回答は行いません。
- 3 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- 4 寄せられた御意見の概要及び市の考え方は、ホームページ等で10月中旬に公表する予定です（公表する際は、個人情報を除きます。）。

### 第6 お問い合わせ先

---

八王子市総務部公文書管理課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7494 FAX：042-621-1298

E-mail：b021600@city.hachioji.tokyo.jp